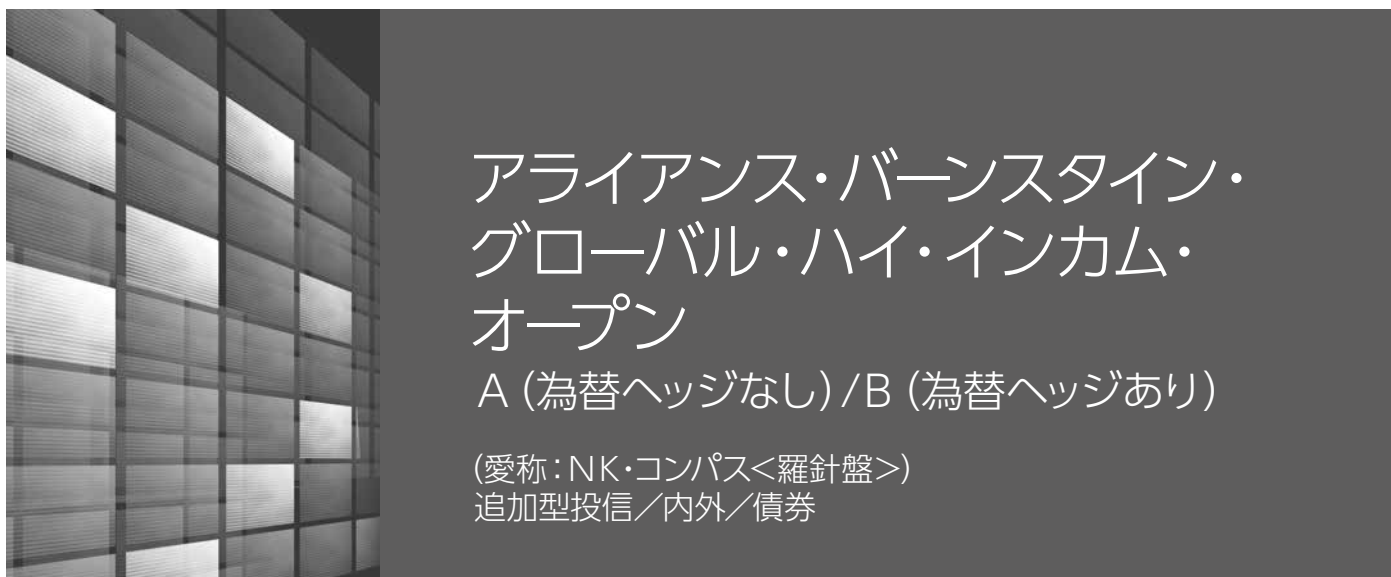




ALLIANCEBERNSTEIN®

2021年8月11日  
投資信託説明書  
(交付目論見書)



A (為替ヘッジなし)の商品分類及び属性区分

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	債券	その他資産 (投資信託証券(債券))	年12回 (毎月)	グローバル (日本含む)	ファミリー ファンド	なし

B (為替ヘッジあり)の商品分類及び属性区分

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
追加型	内外	債券	債券 一般	年12回 (毎月)	グローバル (日本含む)	あり(フルヘッジ)

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

この目論見書により行う「アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・オープン A(為替ヘッジなし)」および「アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・オープン B(為替ヘッジあり)」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2021年8月10日に関東財務局長に提出しており、2021年8月11日にその届出の効力が生じております。

- 当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認する手続きを行います。
- 投資信託の財産は、受託会社にて保管されますが、信託法により、受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。

金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧・ダウンロードすることができます。また販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付いたします。販売会社に請求目論見書をご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておいてください。請求目論見書には信託約款全文を掲載しています。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

■ 委託会社(ファンドの運用の指図を行う者)

アライアンス・バーンスタイン株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第303号

設立年月日: 1996年10月28日 資本金: 16億3,000万円

運用する投資信託財産の合計純資産総額: 3兆4,125億円(2021年5月末現在)

■ 受託会社(ファンドの財産の保管及び管理を行う者)

野村信託銀行株式会社

■ ファンドの販売会社、基準価額等については、以下の照会先までお問い合わせください。

<照会先>

電話番号 03-5962-9687 (営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ <https://www.alliancebernstein.co.jp>  
アドレス

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

インカム・ゲインの確保とともに、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

## ファンドの特色

### 1 世界の債券に分散投資します。

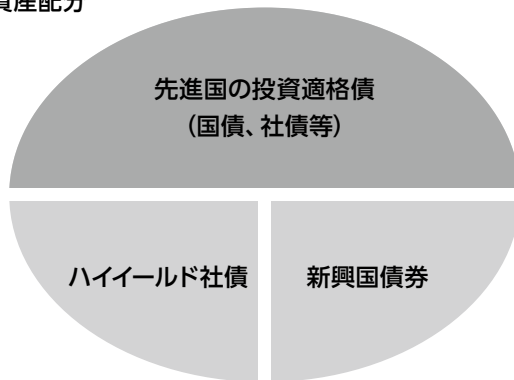
米国をはじめ世界中の公社債の中から、相対的に投資価値が高い証券に分散投資することにより、インカム・ゲインの確保とともに、キャピタル・ゲインの獲得を目指します。

※A (為替ヘッジなし) は、実質的に同一の運用手法で運用を行うアライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・マザーファンド (以下「マザーファンド」といいます。) を通じて上記の運用を行います。

#### 投資対象

■ 先進国の投資適格債への投資により、中長期的に安定した収益を確保するとともに、ハイイールド社債や新興国債券などにも投資を行い、収益の向上を目指します。

#### ファンドの資産配分



#### 先進国の投資適格債 (国債、社債等)

先進国のBBB格以上の格付けの債券をいいます。格付けの低い債券に比べ、利回りは一般に低いものの、安定した収益を確保するために適した投資対象となります。

#### ハイイールド社債

BB格以下の格付けの事業債をいいます。格付けの高い債券に比べ、一般的にデフォルト (元金支払いの不履行および遅延) ・リスクが高い反面、利回りが高いという特徴があります。

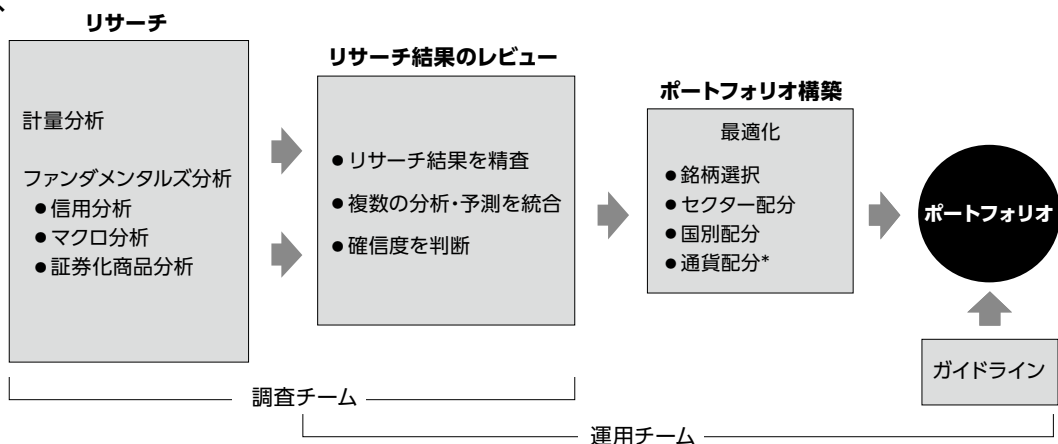
#### 新興国債券

一般に新興経済国、発展途上国等と認識される国々で、これらの政府や政府機関、企業等の発行する債券をいいます。

- 投資適格債への投資割合には、原則として制限を設けません。
- BB格相当以下の格付けが付与されている債券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の50%以内とします。

### 2 運用にあたっては債券セクター間の投資収益率の格差に着目し、より高い収益が期待される債券セクターに機動的にウェイトをかけた資産配分を行います。

#### 運用プロセス



\* B (為替ヘッジあり) ではありません。

- 債券部門の調査チームの「マクロ分析」、「産業・企業調査」、「信用分析」、「計量分析」をベースに、運用チームがセクター配分や国別配分、銘柄選定を行います。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

### 債券の運用\*

- ポートフォリオの資産配分の決定・変更および個別銘柄選定は、債券部門調査チームによる投資対象証券の相対的な投資価値の分析に基づいて行われます。
- 米国をはじめとする世界中の債券が、調査・分析されています。エコノミストは各国のファンダメンタルズ分析を行い、計量分析アナリストは期待リターンを予測を行います。信用分析アナリストは企業の信用状況を精査しています。
- それらを比較検討し、相対的に投資価値が高いと判断された国・債券セクター・銘柄に対して、機動的に資産配分を行います。
- このプロセスは継続的に行われ、随時、投資価値の低下した国・債券セクター・銘柄から上昇したものにへ乗換えを行います。

\*A（為替ヘッジなし）はマザーファンドを通じて運用します。

※上記の内容は、今後変更する場合があります。

## 3 為替の運用が異なる2本のファンドがあります。

### A（為替ヘッジなし）

効率的な資産の運用を行うため、為替の運用を行う場合があります。原則として為替ヘッジを行いません。

※マザーファンドを通じて運用します。

### B（為替ヘッジあり）

外貨建資産については、為替相場の変動リスクを低減するため、原則として対円での為替ヘッジを行います。

※A（為替ヘッジなし）とB（為替ヘッジあり）間で、毎決算時にスイッチングが可能です。

※販売会社によって、取扱いのファンドおよびスイッチングの取扱い等は異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## 4 運用は、アライアンス・バーンスタインのグループ会社に委託します。

### ■ 運用指図に関する権限委託：公社債等の運用および為替の運用

※国内余剰資金の運用の指図に関する権限を除きます。

- |                     |   |
|---------------------|---|
| ■ 委 託 先<br>(投資顧問会社) | アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー<br>アライアンス・バーンスタイン・リミテッド<br>アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド<br>アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド |
|---------------------|---|

※マザーファンドの運用の指図に関する権限も、上記の投資顧問会社に委託します。

## 5 毎月決算を行い、投資する公社債のインカム・ゲイン等をもとに分配します。

### 分配方針

■ 原則として、毎決算時（毎月10日。休業日の場合は翌営業日）に、以下の方針に基づき分配します。

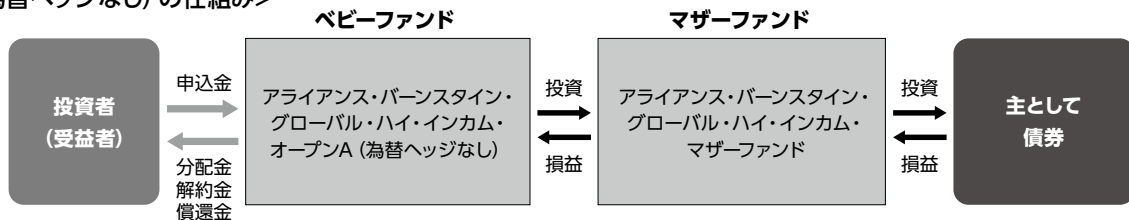
- 分配対象額は、経費控除後の利子等収益および売買益（評価益を含みます。また、繰越欠損金がある時はこれを控除します。）等の全額とします。分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではなく、分配対象収益が少額の場合は収益分配を行わないこともあります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

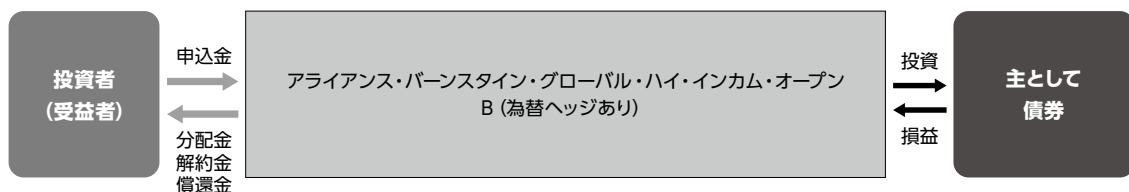
## 6 A (為替ヘッジなし) はファミリーファンド方式で運用します。

ファミリーファンド方式とは、受益者の資金をまとめてベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用はマザーファンドにて行うという仕組みです。

### <A (為替ヘッジなし) の仕組み>



### <B (為替ヘッジあり) の仕組み>



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## 主な投資制限

### A (為替ヘッジなし)

- 外貨建資産への投資割合 外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。
- 株式への投資割合 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

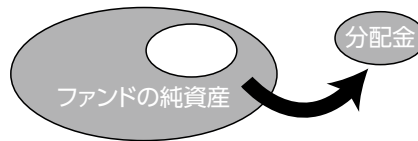
### B (為替ヘッジあり)

- 外貨建資産への投資割合 外貨建資産への投資割合は、制限を設けません。
- 株式への投資割合 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

## <収益分配金に関する留意事項>

■分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

ファンドで分配金が支払われるイメージ

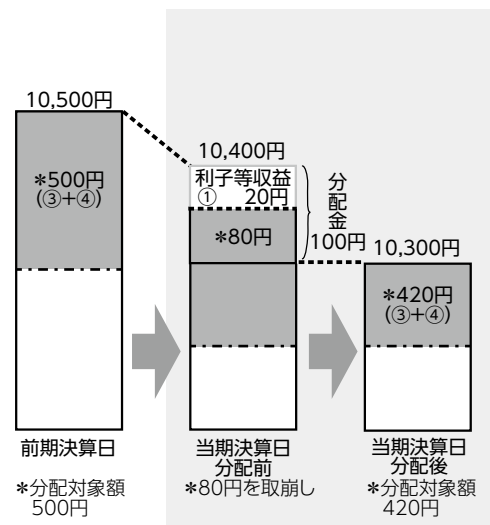
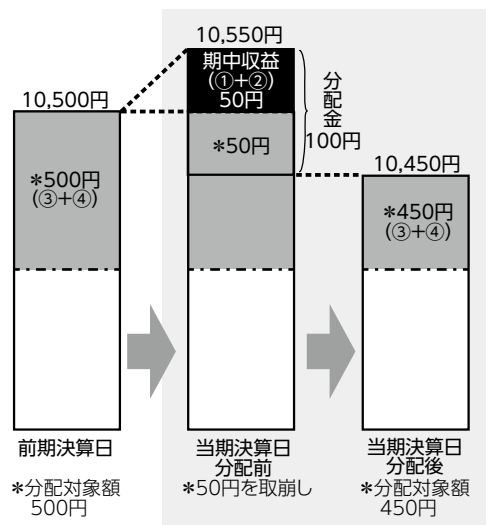


■分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の利子等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

(前期決算日から基準価額が上昇した場合)

(前期決算日から基準価額が下落した場合)



(注) 分配対象額は、①経費控除後の利子等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

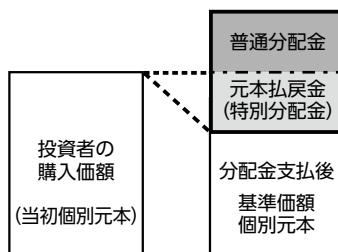
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

■投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

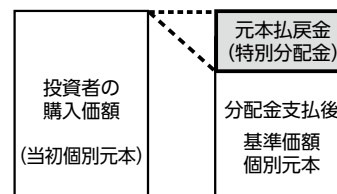
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金: 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ(特別分配金)減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

# 投資リスク

当ファンドは、主として公社債などの値動きのある金融商品等に投資しますので、組入れられた金融商品等の値動き（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）により基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。したがって、元金が保証されているものではありません。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

※A（為替ヘッジなし）はマザーファンドを通じて運用します。

## 基準価額の変動要因

### 金利変動リスク

一般に債券価格は金利上昇時に下落、低下時に上昇し、変動リスクは長期債ほど大きくなります。

### 信用リスク

発行国や発行体の債務返済能力、業績・財務内容、格付け、市場環境の変化等により、債券価格は大きく変動することがあります。デフォルト（債務不履行）が生じると債券価格は大きく下落し、機動的に売買できないこともあります。格付けの高い債券に比較して、ハイイールド社債や新興国債券はデフォルトの恐れが高いと考えられます。

また、金融商品等の取引相手方にデフォルトが生じた場合等には、損失を被るリスクがあります。

### カントリー・リスク

発行国の政治・経済・社会情勢の変化で金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。一般に新興国市場は、市場規模、法制度、インフラなどが限定的なこと、価格変動性が大きいこと、決済の効率性が低いことなどから、リスクが高くなります。

### 流動性リスク

市場規模や取引量が限られる場合などに、機動的に金融商品等の取引ができない可能性があり、結果として損失を被るリスクがあります。

### アセット・バック証券への投資に伴うリスク

アセット・バック証券は、元本の一部の満期前償還によっても価格が変動することがあります。

### 為替変動リスク

#### A（為替ヘッジなし）

実質外貨建資産に対し原則として為替ヘッジを行いませんので、基準価額は為替相場の変動の影響を受けず。

※マザーファンドを通じて運用します。

#### B（為替ヘッジあり）

外貨建資産について為替予約取引などを用いて為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、為替相場の影響を受ける場合があります。また対象通貨国と日本の金利差によってはヘッジ・コストが収益力を低下させる可能性があります。

### 他のベビーファンドの設定・解約等に伴う基準価額変動のリスク

A（為替ヘッジなし）が投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象とする他のベビーファンドでの設定・解約等に伴うマザーファンドでの組入金融商品等の売買等が生じた場合、A（為替ヘッジなし）の基準価額に影響を及ぼす場合があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

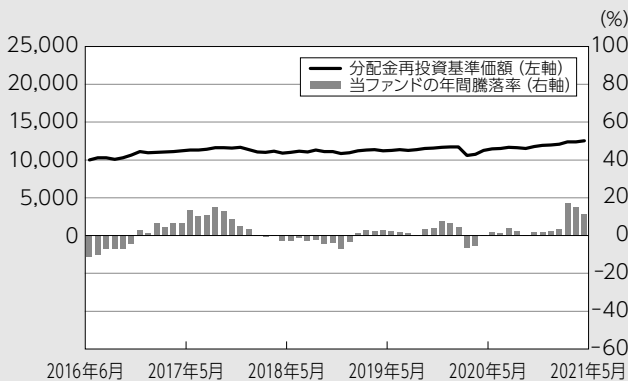
## リスクの管理体制

- 運用ガイドラインの遵守状況の監視  
運用部門から独立した部署が運用ガイドラインの遵守状況を監視し、その結果に基づいて必要な是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。
- パフォーマンスの検証  
ファンドのパフォーマンス分析結果は投信戦略委員会に定期的に報告され、運用状況の検証が行われます。

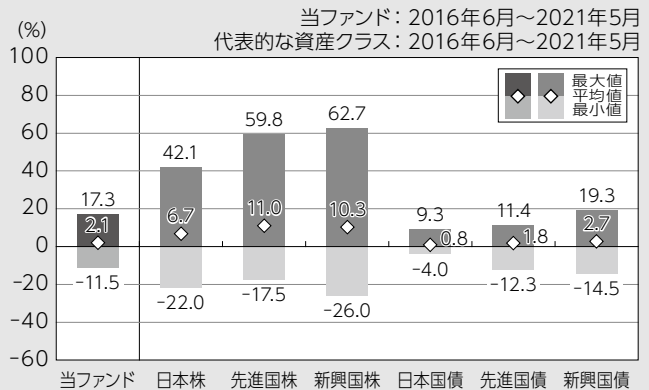
## <参考情報>

### 当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

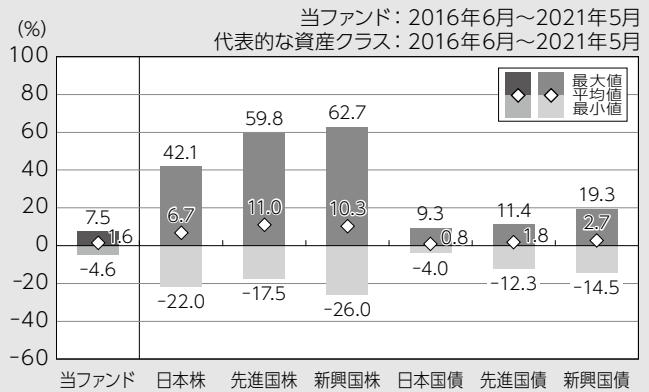
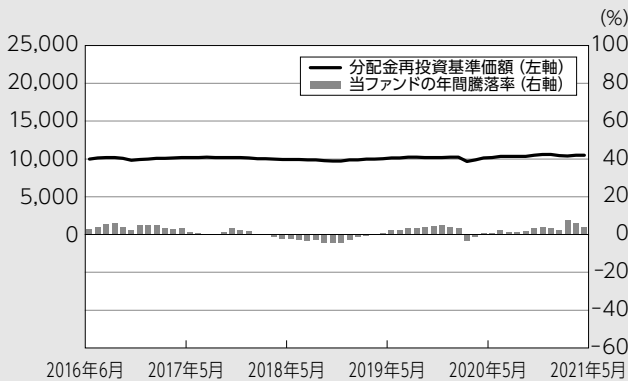
#### A(為替ヘッジなし)



### 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



#### B(為替ヘッジあり)



※当ファンドの年間騰落率は分配金再投資基準価額に基づき計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づき計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※分配金再投資基準価額は、2016年6月末の基準価額を10,000として指数化しております。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した価額であり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※上記グラフは、当ファンドと他の代表的な資産クラスの値動きを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※対象期間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を表示しております。

※当ファンドの年間騰落率は分配金再投資基準価額に基づき計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づき計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

### 各資産クラスの指数

日本株……TOPIX(東証株価指数、配当込み)

先進国株……MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債……NOMURA-BPI 国債

先進国債……FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債……JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

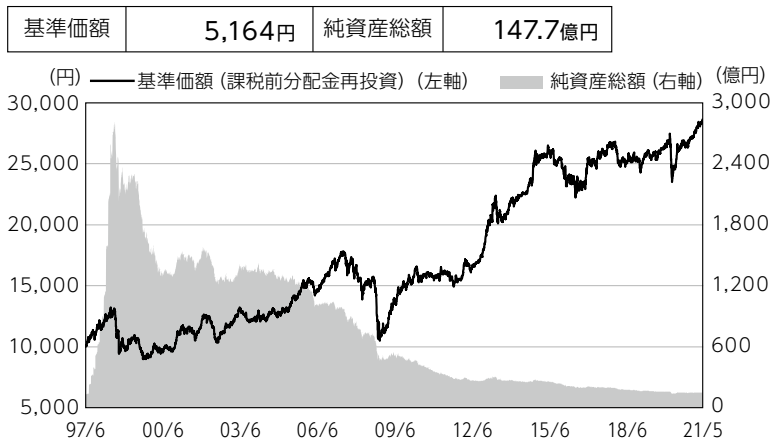
■TOPIX(東証株価指数、配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。■MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。■MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。■NOMURA-BPI 国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI 国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。■FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。■JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

上記の分配金再投資基準価額および年間騰落率は過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

## ファンドの運用実績

### A (為替ヘッジなし)

#### 基準価額・純資産の推移



基準価額(課税前分配金再投資)は、課税前分配金を決算日の基準価額で全額再投資したとみなした価額です。  
 基準価額は、1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。  
 税金、申込手数料等を考慮しておらず、実際の投資成果を示すものではありません。

#### 分配の推移

決算期		分配金
第282期	2021年 1月	20円
第283期	2021年 2月	20円
第284期	2021年 3月	20円
第285期	2021年 4月	20円
第286期	2021年 5月	20円
	直近1年累計	240円
	設定来累計	11,265円

分配金は1万口当たり課税前  
 運用状況によっては分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

#### 資産構成比率

組入資産	比率 (%)
マザーファンド	100.10
現金等	-0.10
合計	100.00

#### 主要な資産の状況 (マザーファンドベース)

※組入比率は、全て純資産総額に対する比率です(小数点第2位を四捨五入)。

##### 公社債の組入上位 10 銘柄

(債券の組入銘柄数:579銘柄)

	銘柄名	償還日	利率 (%)	組入比率 (%)
1	米国国債	2025年 2月15日	7.625	5.8
2	イギリス国債	2040年12月 7日	4.250	2.8
3	米国国債	2030年 8月15日	0.625	2.5
4	オーストラリア国債	2031年11月21日	1.000	2.4
5	カナダ国債	2024年 6月 1日	2.500	2.2
6	ブラジル国債	2023年 1月 1日	10.000	1.9
7	メキシコ国債	2024年12月 5日	10.000	1.4
8	ブラジル国債	2037年 1月20日	7.125	1.0
9	スペイン国債	2037年 1月31日	4.200	1.0
10	ベルギー国債	2045年 6月22日	3.750	1.0
組入上位10銘柄計				22.0

上記銘柄は、当ファンドの運用内容の説明のためのものであり、委託会社が推奨または取得のお申込みの勧誘を行うものではありません。

##### 公社債のセクター別組入比率

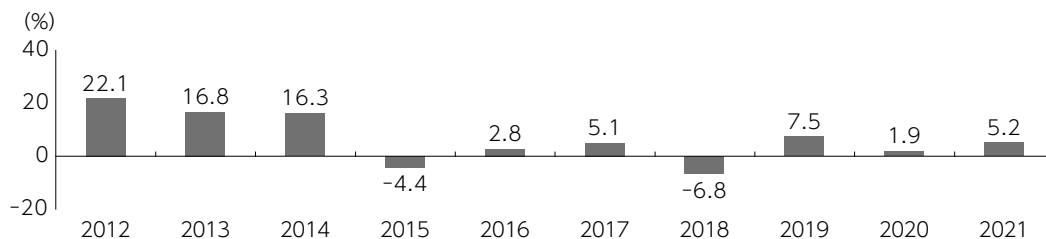
セクター	組入比率 (%)
先進国の国債	21.3
先進国の投資適格社債等	18.1
ハイイールド社債	33.6
新興国債券	23.8
その他資産	0.2
現金等	2.9

##### 通貨別組入比率

通貨	組入比率 (%)
米ドル	73.9
ユーロ	12.0
日本円	10.1
英ポンド	3.6
デンマーク・クローネ	0.6
その他	-0.1

先進国の国債および先進国の投資適格社債等にはBBB格以上の債券を区分しています。

#### 年間収益率の推移 (暦年ベース)



当ファンドの収益率は、課税前分配金を再投資したとみなして算出しています。  
 2021年は基準日までの収益率を表示しています。  
 当ファンドのベンチマークはありません。

※運用実績は過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
 ※当ファンドの運用状況は、委託会社のホームページに掲載の月報等で開示しています。



## ファンドの運用実績

### B (為替ヘッジあり)

#### 基準価額・純資産の推移



基準価額(課税前分配金再投資)は、課税前分配金を決算日の基準価額で全額再投資したとみなした価額です。

基準価額は、1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。  
税金、申込手数料等を考慮しておらず、実際の投資成果を示すものではありません。

#### 分配の推移

決算期		分配金
第282期	2021年 1月	20円
第283期	2021年 2月	20円
第284期	2021年 3月	20円
第285期	2021年 4月	20円
第286期	2021年 5月	20円
	直近1年累計	215円
	設定来累計	7,390円

分配金は1万口当たり課税前  
運用状況によっては分配金額が変わる場合、あるいは分配金  
が支払われない場合があります。

#### 主要な資産の状況

※組入比率は、全て純資産総額に対する比率です(小数点第2位を四捨五入)。

##### 公社債の組入上位10銘柄

(債券の組入銘柄数:425銘柄)

	銘柄名	償還日	利率(%)	組入比率(%)
1	米国国債	2025年 2月15日	7.625	7.6
2	米国国債	2026年11月15日	2.000	4.5
3	米国国債	2023年 2月15日	7.125	3.4
4	米国国債	2026年 2月15日	6.000	2.9
5	米国国債	2030年 8月15日	0.625	2.8
6	ブラジル国債	2023年 1月 1日	10.000	2.5
7	オーストラリア国債	2031年11月21日	1.000	2.4
8	イギリス国債	2040年12月 7日	4.250	2.4
9	米国国債	2022年 8月15日	7.250	1.6
10	エジプト国債	2024年 3月 1日	6.200	1.4
組入上位10銘柄計				31.5

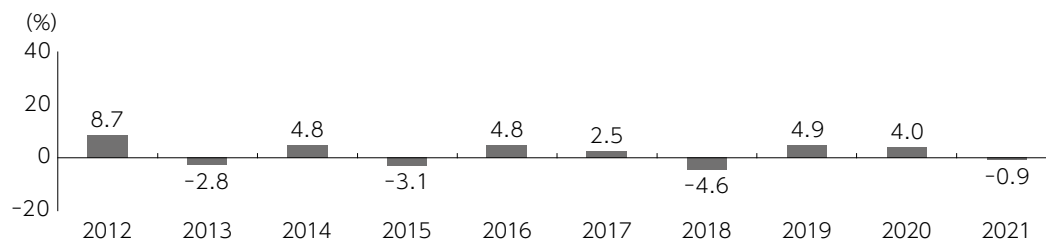
上記銘柄は、当ファンドの運用内容の説明のためのものであり、委託会社が推奨または取得のお申込みの勧誘を行うものではありません。

##### 公社債のセクター別組入比率

セクター	組入比率(%)
先進国の国債	34.2
先進国の投資適格社債等	17.2
ハイイールド社債	30.5
新興国債券	16.6
その他資産	0.2
現金等	1.3

先進国の国債および先進国の投資適格社債等にはBBB格以上の債券を区分しています。

#### 年間収益率の推移(暦年ベース)



当ファンドの収益率は、課税前分配金を再投資したとみなして算出しています。  
2021年は基準日までの収益率を表示しています。  
当ファンドのベンチマークはありません。

※運用実績は過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
※当ファンドの運用状況は、委託会社のホームページに掲載の月報等で開示しています。

# 手続・手数料等

## お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入の申込約定日(決算日)の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	1口単位です。
換金価額	換金の申込約定日(決算日)の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則、換金の申込約定日から起算して5営業日目からお支払いします。
スイッチング	AとBの間でスイッチング(乗換え)ができます。 スイッチングの価額および単位は、原則、購入・換金時と同様です。 ※スイッチングに関する詳細は、販売会社にお問い合わせください。
申込方法	購入および換金のお申込みは、毎営業日受け付けます。 受け付けたお申込み分は、毎月の決算日を申込約定日として約定します。
申込締切時間	原則、午後3時まで、販売会社が受け付けを完了したものを当日のお申込み分とします。
購入の申込期間	2021年8月11日から2022年2月10日まで ※期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	決算日(申込約定日)のみ換金できます。 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。 なお、信託約款に定める「特別の事由による換金請求」については、販売会社へお問い合わせください。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情(当ファンドの投資対象国における経済、政治、社会情勢の急変等を含みます。)があるときは、換金のお申込みの受け付けを中止することがあります。
信託期間	無期限です。(信託設定日:1997年6月27日)
繰上償還	次のいずれかの場合は、信託を終了(繰上償還)する場合があります。 ・A、B各々に、受益権総口数が30億口を下回ったとき ・受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	原則、毎月10日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	原則、毎月の決算時に、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※収益分配金の受取方法の異なる「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」があります。 ※「自動けいぞく投資コース」の場合、収益分配金は税引後再投資されます。 購入時手数料を購入時にご負担いただく方法で購入された場合、収益分配金は税引後、無手数料で再投資されます。 購入時手数料を購入後にご負担いただく方法で購入された場合、分割後取り手数料をご負担いただく決算期については、税金および分割後取り手数料を差引いた後の金額が再投資されます。
信託金の限度額	A:4,000億円、B:2,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年5月および11月の決算時ならびに償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対し、販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

※お取扱いファンド、収益分配金の受取方法およびスイッチングのお取扱い等は、販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## ファンドの費用・税金

### ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	<p>購入時手数料をご負担いただく方法は、次の2通りあります。販売会社によってお取扱いが異なりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。</p> <p>※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として購入時にお支払いいただく費用です。</p> <p>■ <b>購入時にご負担いただく場合</b>  <b>購入価額と購入口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める購入時手数料率(2.2%(税抜2.0%)を上限とします。)</b>を乗じて得た額とします。「自動けいぞく投資コース」の収益分配金の再投資およびスイッチングにより購入する場合は、無手数料となります。</p> <p>■ <b>購入後にご負担いただく場合</b>  <b>購入時は無手数料とします。ただし、購入後、決算時に収益分配金から、「後取り手数料」としてご負担いただきます。スイッチングにより購入するファンドの「後取り手数料」は、換金するファンドの決算期数20回の残回数分となります。</b></p> <p>「後取り手数料」とは</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 決算期数20回にわたり、決算時に収益分配金から控除します。</li> <li>● 各決算時にご負担いただく当該手数料は、決算時における各受益者の保有額*1に、0.11%(税抜0.1%)を上限とする販売会社が定める手数料率を乗じて得た金額となります。</li> <li>● 控除回数は20回です。したがって、21回目以降の決算時には当該手数料は発生しません。</li> <li>● 当該手数料の控除回数が20回に達する前にご換金された場合には、換金金額*2に(販売会社が定める手数料率×20回に満たない不足回数)を乗じて得た金額を一括してご負担いただきます。</li> </ul> <p>*1 決算日の基準価額×保有口数÷10,000          *2 換金時の基準価額または買取価額×換金口数÷10,000</p>
信託財産留保額	ありません。

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)	<p><b>純資産総額に対して年率1.705%(税抜1.55%)</b></p> <p>信託報酬の総額は、日々の当ファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。</p> <p>&lt;配分(税抜)および役務の内容&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">純資産総額</th> <th rowspan="2">役務の内容</th> </tr> <tr> <th>300億円以内</th> <th>300億円超 500億円以内</th> <th>500億円超 5,000億円以内</th> <th>5,000億円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>年率0.70%</td> <td>年率0.60%</td> <td>年率0.50%</td> <td>年率0.45%</td> <td>委託した資金の運用、基準価額の算出、法定書類作成等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年率0.80%</td> <td>年率0.90%</td> <td>年率1.00%</td> <td>年率1.05%</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td colspan="4">年率0.05%</td> <td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。</p> <p>※当ファンドおよびマザーファンドの投資顧問会社の報酬は、委託会社の受取る報酬の中から支払われます。なお、販売会社が受取る報酬の対象となる純資産総額は、AおよびBの純資産総額を販売会社毎に合算した額とします。</p>		純資産総額				役務の内容	300億円以内	300億円超 500億円以内	500億円超 5,000億円以内	5,000億円超	委託会社	年率0.70%	年率0.60%	年率0.50%	年率0.45%	委託した資金の運用、基準価額の算出、法定書類作成等の対価	販売会社	年率0.80%	年率0.90%	年率1.00%	年率1.05%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価	受託会社	年率0.05%				運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
	純資産総額				役務の内容																								
	300億円以内	300億円超 500億円以内	500億円超 5,000億円以内	5,000億円超																									
委託会社	年率0.70%	年率0.60%	年率0.50%	年率0.45%	委託した資金の運用、基準価額の算出、法定書類作成等の対価																								
販売会社	年率0.80%	年率0.90%	年率1.00%	年率1.05%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価																								
受託会社	年率0.05%				運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価																								
その他の費用・手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 金融商品等の売買委託手数料/監査費用/外貨建資産の保管等に要する費用/信託財産に関する租税/信託事務の処理に要する諸費用等</li> </ul> <p>※投資者の皆様様の保有期間中その都度かかります。なお、これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を表示できません。</p> <p>&lt;主な役務の内容&gt;</p> <p>金融商品等の売買委託手数料：組入金融商品等の売買の際に売買仲介人に支払う手数料          監査費用：監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用          外貨建資産の保管等に要する費用：海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用</p>																												

※ファンドの費用の合計額については、投資者の皆様が当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## ファンドの費用・税金

### 税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
収益分配時	所得税*及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 20.315%
換金(解約)時及び 償還時	所得税*及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して 20.315%

\* 復興特別所得税を含みます。

※ 上記は、2021年5月末現在のものです。

※ 少額投資非課税制度[愛称：NISA(ニーサ)]および未成年者少額投資非課税制度[愛称：ジュニア NISA]をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※ 外国税額控除の適用となった場合には、収益分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※ 法人の場合は上記とは異なります。

※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。